山梨労働局総務部総務課におけるメール誤送信による
個人情報の漏えいについて

令和７年８月２５日

山梨労働局（局長 岩崎（いわさき） 充（みつる））は、山梨労働局総務部総務課（以下「総務課」という。）におけるメール誤送信による個人情報の漏えいについて、下記のとおり確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

１　事案の概要

総務課職員Ａ（以下「職員Ａ」という。）は、購入予定の事務用品の見積書提出依頼のため、事業者Ｂ及び事業者Ｂの担当者の姓（以下「担当者Ｃ」という。）を宛先としたメール本文及び添付資料をメール送信しようとしたが、誤って事業者Ｄのメールアドレスに送信し、担当者Ｃの姓及び担当者Ｃの所属する事業者Ｂの名称が漏えいした。

なお、誤送信したメールは転送されずに既に削除されており、二次被害は発生していない。

２　事案の経過等

（１）令和７年８月１日、職員Ａは、購入予定の事務用品の見積書提出依頼のため、事業者Ｂ及び事業者Ｂの担当者Ｃを宛先としたメール本文及び添付資料を、誤って事業者Ｄのメールアドレスに送信した。

（２）その後、職員Ａは、送信先の誤りに気付き係長に報告した。係長が事業者Ｄに架電し、謝罪及び当該メールの削除を依頼し了承された。

（３）同日、総務課長が事業者Ｂの担当者Ｃに電話にて経過を説明した。直接、経過の説明と謝罪を行いたい旨を申し入れたが、直接訪問しての謝罪等は不要とのことで了承を得た。

（４）続いて、総務課長が事業者Ｄに電話にて経過を説明した。メールの削除確認と他者へのメール転送が無いことを改めて確認し、直接、経過の説明と謝罪を行いたい旨を申し入れたが、直接訪問しての謝罪等は不要とのことで了承を得た。

３　発生の原因

（１）事業者Ｂから以前受信したメールに返信する形で返信メールを作成しようとしたが、誤って受信履歴１件上の事業者Ｄから受信したメールを選択し作成したもの。

（２）メールの送信時に宛先を十分に確認せず、他職員によるチェックを受けずに送信したもの。

４　再発防止策

（１）　発生部署の対応

①　総務課長から課内全職員に当該事案の概要を共有するとともに、メール送信時における以下のルールを徹底するよう指示した。

ア　外部の個人、事業所の宛先に送信する場合には、できる限り個人が特定される情報はメール本文に記載しないことを徹底し、必ず「ＢＣＣ」となっていることを確認すること。

イ　メール本文の宛先と送信先アドレスが間違っていないか、添付資料に誤りがないか、必ず送信者と送信者以外の２名以上で２回以上確認すること。

②　令和７年８月６日、「都道府県労働局における保有個人情報漏えい防止及び発生時の対応について（平成28年３月28日付厚生労働省大臣官房地方課長通知）」を基に今回の事案を焦点にして、総務課内全職員に対し総務課長が研修を行った。

（２）　労働局の対応

①　令和 7 年８月７日、総務部長から山梨労働局内全所属長に対し、当該事案の概要を共有し、注意喚起を行った。併せて、メール送信時にアドレスを複数名で複数回の確認、添付資料の誤りの確認、個人情報を含むファイルの暗号化・パスワード付与など基本動作の徹底及び再発防止について指示した。

②　９月開催予定の定例会議において、問題の所在を総務部長及び総務企画官から説明の上、漏えい防止を図る

【担当】山梨労働局総務部総務課長　　長田 光市
同総務部総務企画官　宮下 勝則
（電話 055-225-2850）